

紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則

制定 平成25年8月1日 規則第10号

(趣旨)

**第1条** この規則は、紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の交付方法)

**第2条** 任命権者は、条例第2条に規定する書面を交付するときは、これを当該職員に直接交付しなければならない。ただし、直接交付し難いときは、配達証明郵便等確実な方法により送達して交付するものとする。

2 任命権者は、前項に規定する方法により書面を交付することができないときは、その旨及び当該書面に記載された事項を紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。

(減給の期間)

**第3条** 条例第3条の規定による減給の期間は、日又は月を単位とし、勤務を要しない日を算入して計算を行うものとする。

(停職の期間)

**第4条** 前条の規定は、条例第4条第1項に規定する停職の期間について準用する。

(その他)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。